

令和6年第4回市議会定例会において可決された意見書

訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直し等を求める意見書

令6.12.20	第4回定例会で可決
提出先	衆議院議長、参議院議長 内閣総理大臣、内閣官房長官 財務大臣、厚生労働大臣

令和6年度介護報酬の改定に当たって、政府は訪問介護の処遇加算について高い加算率に設定したとする一方、訪問介護の基本報酬を引き下げました。

厚生労働省は引下げ理由として、訪問介護の利益率がほかの介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、中山間地が多く、小規模事業所や移動時間のかかる事業者が多い本市の実態には当てはまりません。

介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている上に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情があります。また、厚生労働省の説明する処遇改善加算の要件は厳しいため、小規模事業者が取得することは困難です。

このままでは小規模な訪問介護事業者の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがあるなど、訪問介護の基本報酬の引下げによって、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」に逆行する事態が起きかねません。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を速やかに講ずるよう強く要請します。

記

1. 訪問介護の基本報酬引下げによる影響について、速やかな調査・検証を行い、その結果を踏まえた訪問介護事業者への財政支援及び介護報酬の引上げを行うこと。
2. 処遇改善加算の引上げ及び処遇改善加算が取得できない事業所に対する加算基準の緩和を実施すること。
3. 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
4. 訪問介護事業所の経営難の原因の一つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。